

一般社団法人 広島県中小企業診断協会

定 款

平成24年3月13日 作成
令和3年5月22日 変更

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島県中小企業診断協会（以下「本会」という）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を広島市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、広島県中小企業診断協会員相互の連携を緊密にし、会員の指導及び資質の向上に努めるとともに、中小企業診断制度の普及と推進を図り、もって中小企業の振興と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員中小企業診断士相互の連携を図るための指導及び連絡
- (2) 会員中小企業診断士の資質の向上を図るための研修会及び研究会に関する事業
- (3) 中小企業の経営の診断及び経営に関する助言
- (4) 中小企業の経営支援のための情報の収集及び提供
- (5) 中小企業の経営支援のためのシンポジウム及びセミナーの開催
- (6) 経営診断及び支援の実施
- (7) 経営相談業務の実施
- (8) 官公庁、その他関係団体及び諸機関との連絡、協力並びに提携
- (9) 海外関係機関との情報交換及び国際協力
- (10) 経営診断事業等の受託及び会員中小企業診断士への紹介
- (11) 会員中小企業診断士の経営診断業務の円滑公正化
- (12) 中小企業診断士制度の維持、発展に関する業務
- (13) 社団法人中小企業診断協会に関する事業
- (14) 会報の発行に関する事業
- (15) 会員中小企業診断士の福利厚生に関する事業
- (16) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(機 関)

第5条 本会は、本会の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会の会員の種別は、次のとおりとする。

(1) 正会員 中小企業支援法による登録を受けた者で正会員となることを希望する者

(2) 準会員

イ 中小企業支援法第12条第1項に定める試験（第2次試験）に合格した者

ロ 中小企業診断士の登録及び試験に関する規則第1条第2号イで定める実務補修を修了した者

ハ 中小企業診断士の登録及び試験に関する規則第2条第1号に定める養成課程又は登録養成課程を修了した者

(3) 名誉会員 本会に功労のあった者で総会において推薦された者

(4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人及び個人

(5) 特別会員

イ 中小企業支援法による登録を受けた者で特別会員となることを希望する者

ロ 特別会員の取扱いは理事会が定める運用規定に従う

② 正会員及び名誉会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

(入 会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

② 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

③ 法人会員にあっては、代表者として本会に対してその権利を行使する一人の代表者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

④ 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び準会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

② 正会員、準会員、名誉会員、賛助会員及び特別会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員名簿)

第9条 本会は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 本会の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が本会に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会)

第10条 会員が本会を退会しようとするときは、事前にその旨を書面をもって会長に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

- ② 会員が次のいずれかに該当する場合は、会員資格を喪失し、本会を退会したものとみなす。

(1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき

(3) 会員である法人が解散し又は破産したとき

(4) 第8条の会費を納入せず、督促後なお当該会費を1年以上納入しなかったとき

(5) 総会員が同意したとき

- ③ 個人会員が中小企業診断士の資格を消除されたときは、賛助会員となる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、本会の定款第20条第2項の決議を得て、これを除名することができる。

(1) 本会の定款その他の規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

- ② 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、当該総会において議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、会費の滞納を含む未履行の義務については、これを免れることができない。

- ② 退会し、又は除名された会員が既に納付した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。

② 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、法令及びこの定款に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 入会の基準及び会費等の額
- (5) 役員の報酬等の額
- (6) 定款の変更
- (7) 会員の除名
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (11) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

② 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- ② 総会を招集するには、正会員及び名誉会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、会日より2週間前までに通知しなければならない。
- ③ 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、法令で定めるところにより、正会員及び名誉会員の承諾を得て、電磁的記録により通知を発することができる。この場合において、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- ④ 前項の規定にかかわらず総正会員及び名誉会員の同意があるときは、書面又は電磁的記録により議決権を行使することを認める場合を除き、その招集手続を省略できる。

- ⑤ 総正会員及び名誉会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員及び名誉会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。この場合において、会長は請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集通知を発しなければならない。
- ⑥ 前項の請求をした正会員及び名誉会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
- (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(議 長)

第17条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、前条第5項及び第6項の規定により請求があった場合において臨時総会を開催したときは、出席構成員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員及び名誉会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員及び名誉会員1名につき1個とする。

(議 決)

第20条 総会の決議は、総正会員及び名誉会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員及び名誉会員の議決権の過半数の同意でこれを行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員及び名誉会員の半数以上であって、総正会員及び名誉会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- ③ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。ただし、書面又は電磁的記録による議決権の行使の結果、総会の開催前に、複数の役員選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られているような場合であって、当該総会において、議長が複数の

役員を選任議案を候補者全員一括決議することを、出席している正会員及び名誉会員全員に諮り、それに異議の出ない等のときは、役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

(総会の決議の省略)

第21条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員及び名誉会員から提案があった場合において、当該提案につき総正会員及び名誉会員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の書面行使等)

第22条 総会に出席できない正会員及び名誉会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録によりその議決権を行使することができる。

- ② 総会に出席できない正会員及び名誉会員は、他の正会員又は名誉会員を代理人として、当該代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員若しくは名誉会員又は代理人は、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。
- ③ 第1項及び第2項の場合における前2条第1項の規定の適用については、当該正会員又は名誉会員は出席したものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が総正会員及び名誉会員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき、総正会員及び名誉会員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

- ② 前項の議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印若しくは記名押印又は電子署名をして10年間本会の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員等

(役員を設置)

第25条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
- (2) 監事 3人以内
- ② 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長とし、専務理事を置くことができる。
- ③ 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 本会の理事及び監事は、総会において本会の正会員及び名誉会員のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては2人、監事にあっては1人を限度として、正会員及び名誉会員以外の者を理事または監事に選任することを妨げない。

- ② 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって正会員である理事のうちから選定する。
- ③ 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- ④ 本会の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその配偶者又は三親等以内の親族その他財務省令で定める特殊の関係がある者である理事の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより並びに総会の議決に基づき、職務を執行する。

- ② 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、会務を総括する。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- ④ 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、法令及びこの定款並びに理事会の決議により、本会の業務を分担執行する。
- ⑤ 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- ② 監事は、その職務を行うため必要があるときは、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- ③ 監事は、一般法人法第100条に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- ④ 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- ⑤ 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- ⑥ 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、

当該行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員 の 損害賠償責任の一部免除)

第29条 本会は、役員 の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(役員 の 任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- ② 補欠により選任された役員 の任期は、前任者の残任期間とする。
- ③ 役員 は再任されることができる。
- ④ 役員 は、辞任し又は任期が満了した場合において、第25条に定める定数を欠くに至った場合には、後任者が就任するまでは、理事又は監事としてその職務を行う権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第31条 理事及び監事は、次のいずれかに該当するときは、総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は総正会員及び名誉会員の半数以上であって、総正会員及び名誉会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認めたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員 としてふさわしくない行為があると認められたとき

(報酬等)

第32条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める報酬の総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会と当該理事との利益が相反する取引
 - (4) 前各号の取引をした理事は、当該取引後遅滞なく、当該取引についての重要な事項を理事会に報告しなければならない。
- ② 前項の取扱いについては、別途理事会において定めるものとする。

(顧問及び相談役)

第34条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- ② 顧問及び相談役は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- ③ 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しないものとする。
- ④ 相談役は、本会の事業に関して会長の諮問に答え、又は理事会に参加して意見を述べるができる。ただし、議決権は有しないものとする。
- ⑤ 顧問及び相談役は無報酬とする。
- ⑥ 第30条第1項の規定は、顧問及び相談役について準用する。

第5章 理事会

(構成)

第35条 本会に理事会を置く。

- ② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- ② 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備

(開催)

第37条 理事会は、毎事業年度4回開催するほか、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、会長に対し理事会の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が理事会を招集したとき
- (4) 第28条第3項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第38条 理事会は、会長がこれを招集する。

- ② 会長が欠けたとき又は会長に事故若しくは支障があるとき並びに理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集する。
- ③ 前条第3号による場合は理事が、第4号による場合は監事が理事会を招集する。
- ④ 会長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- ⑤ 理事会を招集するときは、理事会の会日の1週間前までに、書面又は電磁的記録により、各理事及び各監事並びに各顧問及び各相談役に対してその通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合にはその招集手続きを省略することができる。

(議 長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- ② 前項前段の場合において、議長は理事会の決議に、理事として議決に加わる権利を有しない。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、その提案について監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- ② 前項の規定は、第27条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成する。

- ② 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金収入
- (2) 会費収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第45条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

(経費の支弁)

第46条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を得たうえで、総会の承認を受けなければならない。これらを変更する場合も同様とする。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合においては、理事会の決議によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から3ヶ月以内に総会の承認を受けるものとする。

- ② 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第49条 本会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後遅滞なく、会長が次の書類を作成し、監事の監査を経、理事会の決議を得た後、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- ② 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(特別会計)

第50条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の決議を得て、特別会計を設けることができる。

- ② 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区別して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第51条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の決議を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第52条 本会が、資金の借入をしようとするときは、借入額をその事業年度の収入額以内とし、理事会において定数の3分の2以上の多数による決議を得るものとする。

(会計原則等)

第53条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会において総正会員及び名誉会員の半数以上であって、総正会員及び名誉会員の議決権の3分の2以上の議決を得て変更することができる。

(合併等)

第55条 本会は、総会において総正会員及び名誉会員の半数以上であって、総正会員及び名誉会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第56条 本会は、一般法人法第148条の規定により解散する。ただし、同条第3項に規定する総会の議決による解散の場合は、総会において総正会員及び名誉会員の半数以上であって、総正会員及び名誉会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

(剰余金の分配)

第57条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第58条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会において総正会員及び名誉会員の半数以上であって、総正会員及び名誉会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 本会の公告は、電子公告の方法により行う。

- ② 電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

第9章 補則

(委員会)

第60条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- ② 委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

(事務局)

第61条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- ② 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- ③ 事務局長は、理事会の議決を得て会長が任免し、職員は会長が任免する。
- ④ 事務局及び職員に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(実施細則)

第62条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

(法令の準拠)

第64条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。